

職場のハラスメント防止セミナーのご案内

職場におけるハラスメントは、働く人が能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、企業にとっても、職場の秩序の乱れや業務への支障、貴重な人材の損失につながる大きな問題です。また、本年4月には、改正労働施策総合推進法が全面施行され、企業規模に関わらず、すべての企業にハラスメント防止対策が求められるようになりました。

本セミナーでは、「防止対策の具体的な方法がわからない」「他の企業はどうしているの?」との疑問にお答えすべく、労働局から法律上の措置義務の説明を行った上で、労務管理の専門家からハラスメント相談窓口の具体的な対応方法、注意するポイントについて解説いたします。

全面施行から約半年経過したこの機会に、御社の取り組みを振り返ってみませんか?
防止対策をどのように進めたらいいかわからないという方のご参加も大歓迎です。
ぜひご参加ください!

日時

①令和4年12月14日(水) 14:00~15:40

②令和4年12月15日(木) 14:00~15:40

会場

九段第三合同庁舎 1 1階 共用会議室(2-2)

千代田区九段南1-2-1(裏面地図参照)

内容

説明

職場におけるハラスメント防止のために講ずべき措置について(30分)

東京労働局 雇用環境・均等部 指導課

講演

ハラスメント防止措置の具体的な対応方法と留意点

~相談窓口対応を中心に~(60分)

東京働き方改革推進支援センター 井上 久氏

質疑

質疑応答(10分)

【講師プロフィール】

特定社会保険労務士、行政書士

東京働き方改革推進支援センターで150社を超える企業を訪問し労務管理の課題解決に携わっている。保険会社の本社お客様相談室で3000件以上の相談を受けた経験を持つ。

申し込み方法

裏面の申込用紙に必要事項を記載し、FAX又は郵送にてお申込みください。

先着順により、定員になり次第締め切ります。

(定員になり次第、東京労働局ホームページにおいてご案内いたします。)

◆新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスク着用、手指消毒などへのご理解・ご協力をお願いいたします。体調不良の場合は参加をお控えください。

◆感染拡大状況等により開催中止となる場合がございます。ご了承ください。

【お問い合わせ・申込先】

東京労働局雇用環境・均等部 指導課 TEL 03-3512-1611 FAX 03-3512-1557

千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎14階